任意継続被保険者のしおり

任意継続とは…

再就職先が決まるまでの生活を保護するための制度です。

健康保険では、退職すると自動的に被保険者の資格を失いますが、退職の日まで被保険者期間が２ヶ月以上ある場合は、退職後も任意継続被保険者として、引き続き保険給付を受けたり、保健事業を利用することができます。

１．資格期間

任意継続資格取得日から２年間

被保険者期間は、２年間保証されています。ただし、下記「７．資格喪失」の要件に該当した場合は、途中で資格喪失をします。

※資格取得日以降、初めて納付すべき保険料を納入期限までに納入しなかった場合は、任意継続被保険者とならなかったものとみなしますので、ご注意ください。

２．提出期限

退職日の翌日から２０日以内健保組合必着となります。

（２０日目が土日祝の場合は、翌営業日健保組合必着）

３．保険料額

全額本人負担

今までは会社と折半していましたが、これからは全額本人負担です。ただし、保険料の計算に使う標準報酬月額は、次のいずれか低い方に決定します。

①退職時の標準報酬月額

②全被保険者の平均標準報酬月額（毎年４月１日に改定）

保険料が変更となる場合

収入による保険料の見直しはありませんので、**原則として２年間保険料の変更がございません。**ただし、以下に該当した場合は保険料が変更となります。

①介護保険第２号被保険者に該当したとき（４０歳になったとき）

②介護保険第１号被保険者に該当したとき（６５歳になったとき）

※扶養家族の中に、４０歳以上６５歳未満の方がいる場合は変更ございません。

③保険料率の改定があったとき

４．保険料納入

口座振込となります。

毎月１日～１０日までにお振込みください（別紙「お知らせ」参照）。なお、１０日が休日の場合は、翌営業日が納入期限です。

尚、初回の納入については別紙「お知らせ」の保険料納入期限までにお振込みください。

＜注意＞・保険料を前月の終わりに振込まないようにお願いします。

・お振込みの際は振込人名の前に別紙**「お知らせ」の被保険者番号の入力**（記入）をお願いいたします。インターネットバンキングなどで振込人名の変更ができない場合には、お名前だけで結構です。

・申請書に記載された口座は、健保組合からの給付金振込先になります。その口座からの自動引き落としではありませんのでご注意ください。

・金融機関での振込明細書をもって領収書にかえさせていただきます。

【保険料の前納制度】

ご希望により保険料を前納できます（割引有）。前納できる期間は、次のとおりです。

①４月分から９月分まで、または１０月分から翌年３月分までの６ヵ月ずつの前納

②４月分から翌年３月分までの１２ヵ月分の前納

ただし、前納期間の途中で任意継続の資格を取得した場合は、資格取得月の翌月以降９月または翌年３月までの期間の保険料を前納することができます。

５．保険料の還付

資格喪失月以降の保険料は還付

喪失月以降の保険料を納入したあと資格を喪失することとなった場合は、保険料を払戻しいたします。※就職、後期高齢者医療制度に加入、資格喪失を申し出たとき、死亡以外の理由による保険料の還付はございません。

６．「資格情報のお知らせ」の発行　※マイナ保険証保有者

マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」をレターパックでお送りしています。

７．「資格確認書」の発行　※マイナ保険証非保有者

マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行われていない方には、「資格確認書」をレターパックでお送りしています。

８．資格喪失

次の要件にあてはまるときは、任意継続をやめることが可能となります。

①～③に該当したときはその翌日、④に該当したときは申し出が受理された日の属する月の翌月１日、⑤～⑥に該当したときはその日から資格を喪失します。

また、⑦に該当したときは、申出書が届いた日の属する月の翌月１日に資格を喪失します。

①任意継続被保険者となった日から２年を経過したとき
期間満了となり、保険証に記載されている喪失予定年月日に資格喪失します。

②被保険者が死亡したとき
死亡日の翌日に資格喪失します。

③保険料を納入期限までに納入しなかったとき
保険料未納となり、納付期限日の翌日に資格喪失します。
尚、天災地変、交通・通信関係のスト等のような場合以外は継続を認められません。

④就職により社会保険の被保険者となったとき
社会保険の資格取得日に資格喪失します。

⑤船員保険の被保険者になったとき
船員保険の資格取得日に資格喪失します。

⑥後期高齢者の医療の被保険者となったとき
７５歳の誕生日または、６５歳以上の障害認定日に資格喪失します。

⑦被保険者が任意継続の資格喪失を申し出たとき
喪失申出書が届いた日の属する月の翌月１日に資格喪失します。
（月末が土・日・祝祭日の場合は当組合の営業末日が資格喪失申出書の締め日となります。）

※ 以上の事由に該当したときは手続きがありますので、必ず健保組合にご連絡ください。

また、資格喪失日以降、資格確認書は使用できませんので早急にご返送ください。

９．任意継続加入後の保険事業について

在職中と同様に、人間ドック（３５歳以上）・通院歯科健診等が年度内に１回受診いただけます。
当健保組合のホームページよりご確認ください。　URL：https://www.cec-kenpo.or.jp

１０．その他

高校生・大学生・父母などを引き続き被扶養者とする場合、あらためて被扶養者資格の確認をいたします。確認書類の提出にご協力ください。

◎ 任意継続被保険者資格取得後、次のような場合は、すみやかにご連絡ください。

１．就職先が加入する健康保険等の被保険者となったとき
（保険料に関係するため、**就職が決まったら、必ずその時点でご連絡ください。**）
２．任意継続被保険者の資格喪失をしたいとき
３．マイナンバーが変わったとき
４．住所・氏名等が変わったとき
５．保険証をなくしたとき
６．被扶養者が扶養から外れるとき
７．その他、変更事項が発生したとき

シーイーシー健康保険組合
ＴＥＬ　０３－５７１９－４７４１

任意継続 Q&A

任意継続について、よくある質問の一部をまとめておりますのでご参照ください。

Ｑ１．任意継続は２年間加入できると聞きましたが、必ず２年間加入しなければいけないのですか？

Ａ．任意継続は最長２年間加入が出来ますが、保険料は任意で納付していただきますので必ず２年間加入しなければいけないということではございません。

Ｑ２．任意継続の申請をしてから、資格確認書が手元に届くまでに受診したい場合どうしたらいいですか？

Ａ．窓口にて１０割お支払いいただき、資格確認書がお手元に届きましたら療養費支給申請を行ってください。
※申請書は健保 HP（https://www.cec-kenpo.or.jp）よりダウンロードいただけます。

Ｑ３．保険料の納付期日の１０日までに納付するのを忘れてしまった場合はどうなるのでしょうか？

Ａ．毎月の保険料を納付期日である１０日（土・日祝祭日の場合は、翌営業日まで）に納付しなかった場合には、任意継続被保険者の資格喪失条件に該当し、納付日の翌日から資格を喪失することになります。

Ｑ４．任意継続の資格喪失後に資格確認書を使うとどうなりますか？

Ａ．資格喪失後に資格確認書を誤って医療機関の窓口に提示した場合は、当健保組合が医療機関に負担した医療費（総医療費の７～８割）を後日ご返還していただきます。
また、遡って資格喪失後受診が判明した際も同様に、医療費をご返還していただきます。
被保険者の資格喪失後に被扶養者の方が資格確認書を使用した場合も同様ですので、ご注意ください。

Ｑ５．任意継続に加入していますが、途中で国民健康保険に加入することができますか？

Ａ．可能です。資格喪失日は、「任意継続被保険者　資格喪失申出書」を当健保組合が受理した日の**翌月１日（※）**です。
※申出書を提出頂き、健保組合に書類が到着した日を喪失申出の受理日とし、喪失日はその翌月１日となります。（電話のみのお申出は受理いたしかねますので、必ず書類をご提出ください。）